マイナンバーを利用する事務等を定める条例の基本的な考え方(案)に対する市民意見の募集について

1 意見募集期間

平成27年8月13日(木)~平成27年9月11日(金)

2 配布資料

- (1) マイナンバーを利用する事務等を定める条例の基本的な考え方(案) (資料1)
- (2) 意見募集要領(資料2)
- (3) 政府広報リーフレット「いよいよマイナンバー制度が始まります。」(資料3)

3 閲覧・配布場所

総務企画局情報政策課、市民文化スポーツ局広聴課、各区役所総務企画課、 各出張所、各市民センター、市ホームページ

4 背景・経緯

平成25年5月に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」では、マイナンバーの利用範囲(第9条)や特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の提供の制限(第19条)について規定されている。

その中で、地方公共団体が独自にマイナンバーを利用する場合や、地方公共団体の機関内において、特定個人情報のやりとりを行う場合等は、地方公共団体ごとに条例を制定する必要がある。

5 今後のスケジュール(予定)

平成27年10月 総務財政委員会への実施結果報告 12月 条例議案の議会上程